

議案第54号

鳥取県感染症診査協議会条例の一部改正等について

次のとおり鳥取県感染症診査協議会条例の一部を改正すること等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例

（鳥取県感染症診査協議会条例の一部改正）

第1条 鳥取県感染症診査協議会条例（平成11年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移

動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、鳥取県感染症診査協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員3人以上<u>8人</u>以内で組織する。</p> <p><u>2 協議会に、結核部会（以下「部会」という。）を置き、結核に関する事項を審議する。</u></p> <p><u>3 部会は、委員3人以上5人以内で組織する。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、鳥取県感染症診査協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員3人以上<u>5人</u>以内で組織する。</p> |

4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長)

第5条 略

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 略

(会議)

第6条 略

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開く
ことができない。

3 略

4 前3項の規定は、第3条第2項の規定により置かれる部会の議
事について準用する。

(部会)

第7条 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によ

(会長)

第5条 略

2 会長は、会務を総理する。

3 略

(会議)

第6条 略

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くこと
ができない。

3 略

りこれを定める。

2 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(雑則)

第8条 略

(雑則)

第7条 略

(鳥取県結核診査協議会条例の廃止)

第2条 鳥取県結核診査協議会条例（昭和26年鳥取県条例第59号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。